

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-28

〔紐育法典〕 第十四編 留置権

(発行年 / Year)

1910

紐育法典第十四編 留置權

第二章 抵當

第一節 抵當總則

一六〇八 加リフオルニヤ法典 二九一九ニ掲ケタルモ

ノト同シ

一六〇九 加二九二〇

一六一〇 加二九二一

一六一一 加二九二二

解除服一六二二
スレ後轉
ニ付證明
ヲ許ス

解除條件ニ服スル移轉ヲ為セル事實ヲ證明シテ、其後轉ハ抵當ノ為メニセラルモノナレトコトヲ證スルヲ得證書ノ文言ニ此事實現ハレサルモ可ナリ、但後ニ通知ヲ受ケスシテ有價ニ取得シタル買主又ハ買主權者ニ對シテハ此限ニア

法典調査會

ラス

一六一三 加二九二四

一六一四 加二九二五

一六一五 加二九二六

一六一六 加二九二七

一六一七 加二九二八

抵當付
人ニ對シ
テ留置
權ナリヤ
一六一八

抵當ハ抵當実行ノ後ニ抵當入主ノ義徒人ノ手ニアル抵當財産ノ上ニ存スル留置權ナリ、但善意ニシテ通知ヲ受ケス且有價ニテ之ヲ取得シタル買主又ハ買主權者ニ對シテハ此限ニアラス、又本章第三節ニ規定セル場合モ此限ニアラス

一六一九 加二九二九

抵當取主
占有權
ヲ共ス

二六二
一六二二

抵當ハ抵當取主ニ財産ヲ占有スルノ權ヲ與ヘ
ス然レトモ抵當実行ノ後抵當入主ハ新ナル約
因テ得テ占有ヲ移スコトヲ合意スルヲ得

抵當創
設ノ方法

一六二四

不動産ノ抵當ハ只捺印セル書類ニヨリ不動産
ノ讓與ニ必要ナル方式ニ因リテノ之ヲ創設
更新又ハ延長スルコトヲ得

二六二五

現況
贈与
ル土地
ノ抵當
カ井
ノ沖
ノ沖
ノ沖
ノ沖

登記
ノ方法

登記
ノ效力

一六二八

不動産ノ為シタル抵當ノ登記ハ後ノ買主及ビ買
主ノ權者ノ總テニ對スル通知ノ效力ヲ有ス

讓渡
ノ方法

抵當ノ讓渡ハ抵當ト同一ノ方法ニテ之ヲ登記
スルコトヲ得只別ノ帳簿ニ之ヲ登記スルハ差
アルノ之此登記ハ後ニ讓渡人ヨリ抵當ニ關ス
ル權利ヲ受得スル總テノ人ニ對シテ通知ノ効
力ヲ有ス

登記
ノ除
除
除

加二九四九
加二九五〇

第三節 不動産ノ抵當

法典調査會

一六三二

動産ノ抵當ハ只抵當入主ノ記名セル書類ニ因リテ、之ヲ創設更新又ハ延長スルコトヲ得

一六三三

加二九七五

抵當表一六三四
出セサルハ
カラス

動産ノ抵當ハ以下ノ規定ニ從ヒテ之ヲ表出スルコトアラサレハ抵當入主ノ債權者及ヒ後ノ善意且有償ノ買主及ヒ負担權者ニ對シテ無効ナ

フアイルテ
カ
表出ル効
一六三五

本節ノ規定ニ從ヒテ為シタル動産抵當ノ表出ハ後ノ買主及ヒ負担權者ノ總テニ對シテ通知

法
表出ル効
一六三六

ノ効ヲ有ス
十六百四十一條ニ規定セル場合ノ外動産ノ抵當ハ原亦又ハ勝手亦ラ尤ノ場所ニ供托スルコトニヨリテ之ヲ為スコトヲ得

法典調査會

一捺印證書ノ區登記局ガ抵當実行ノ當時抵當入主ノ住セル町ニアルカ、若シ又抵當入主カ本州ニ住セザル場合ニハ抵當財産ノ所在セル町ニ區登記局アレルハ其局

ニ前述ノ登記局ナキトキハ前述ノ如キ場所ニアル區登記局

ニ前述ノ如キ局ノ何レモナキトキハ前述ノ如キ町ノ書記局

單一ノ動産抵當カ本節ノ規定ニ因リ別々ノ場所ニ於テ表出セラレハキ別々ノ諸抵當ヲ包含スルトキハ其動産抵當ハ遠當ニ表出セラレタ

ルモノニ關シテノ効力ヲ有ス

動産ノ抵當ハ抵當表出後一ケ年ヲ經過スレハ

新出更一六三八

登記表一六三二
出シタル
物ニテ有
關シテ有
効アリ

抵當入主ノ債権者後ノ善意ノ買主及ビ負担權者ニ對シテ其效ヲ失フ但期間終了ノ前三十日内ニ抵當ノ謄本及ビ抵當入主ノ主張スル債務ヲ記載シテ之ニ記名セル書類ハ新ニ抵當入主ノ往スル町ノ書記官又ハ登記局ニ表出セラルルカ若シ彼ハ本州ニ住セザルトキハ始メニ抵當ノ表示セラレオリシ局ニ表出セラルルカ又若シ抵當ハ滿渠ヲ往來スル小舟ノ抵當ナル場合ニ於テハ滿渠官廳ノ検査局ニ表出セラルルトキハ此限ニアラス而シテ之レト同一ノ方法ニテ抵當及ビ債務記載ハ毎年之ヲ表出セサルヘカラス然ラサレハ抵當ハ前送ノ人々ニ對シテ其效ヲ失フヘシ

法典調査會

官吏ノ一六九
義務

二六四

本章ニ記載セル官吏ハ本章ノ規定ニ從ヒテ呈出セラルル、給テノ證書ヲ受領シテ之ヲ表出し其局ニ保管シテ公衆ノ閲覧ニ供スヘシ
本章ノ規定ニ從ヒ證書ヲ表出ヲ受クル官吏ハ之ヲ受領セシ時ト共ニ順序ヨク其番号ヲ證書ニ裏書シテ之ヲ登録スル為メニ備付ケタル帳簿ニ當事者ノ名ヲイロハ順ニテ記入シ抵當入主ト抵當取主ヲ別行ニ記入シテ其名ニ對スル行ニ證書ニ裏書セシ番号裏書及ビ表出ノ日担保セラルル金額及ビ其満期ノ時ヲ記入セラルヘカラス
本州ノ滿渠ヲ航行スル滿渠船蓋、汽船、舢舨、舟、其他ノ船舶ハ滿渠官廳ノ検査局ニ之ヲ表出セ

滿渠船一六四
ノ抵當
ヲ表出ス
キ場合

表出アリ一六五二
ハケル候
直官ノ善
務

了ル證書一六五三
ハ捕ハス

官吏ノ懈一六五四
自

勝手ノ證一六五五
據トシ據

本節ニ一六五六
用テ受テ
抵當

ナルヘカラス

換査官ハ前条ノ規定ニ從ヒテ表出し来リレ抵
當ヲ受領シテ別々ニ番号ヲ附シ受領ノ時ヲ裏
書シ具大体ヲ特ニ備付ケタル帳簿ニ記入シテ
此證書ノ総テノ當事者ノ名ヲイロハ順ニ記入
シ其名ニ對スル所ニ裏書番号ヲ記入セカ
ヘカラス此記入ハ各當事者ノ下ニ目錄ニ於イ
テイロハ順ニ再書シ且抵當ニ入レシ船ノ名ヲ
目錄トシ此名ニ對スル所ニ抵當ノ番号ヲ記入
スヘシ

決案調査會

全ニ表出セラレタルモノト見做カス

抵當ノ表出ヲ受クル官吏ノ懈怠ハ抵當取主ノ
權利ヲ害スルコトヲ得ス

本節ノ規定ニ從ヒテ表出スヘキ證書ノ勝手本ハ
此表出ヲ受クル官吏若クハ其他ニヨリテ證セ
ラレタルトキハ之ヲ以テ表出ノ推定證據トシ
表出ハ此證書ノ公ケノ裏書ニ記載セル方法ニ
於テ為サレムモノトシ且之ニ記載セル時ニ
於テ為サレタルモノト推定ス

十六百三十四条以下十六百四十五条ハ船舶ノ
全部又ハ一部ノ抵當ニ適用セス船舶ノ抵當ハ
國會ノ條例ニヨリテ他ノ方法ニ於テ表出又ハ
登録セラレヘキモノトス